

OTAFC 会 会則

第 1 章 総則

第 1 条（名称）

本会は「OTAFC（おたふく）会」と称する。

第 2 条（趣旨）

富山市の不動産業界は地域の発展と共に歩んできました。しかし、近年では不動産投資を通じて短期的な利益を追求する一人社長が増え、その結果、組織的な成長や社員育成の重要性が軽視される傾向が見られます。私たちは、このような状況が続けば、富山市の不動産業界全体の持続的な発展が損なわれると危惧しています。私たちの目指すべき方向性は、社員を雇用・育成し次世代に経験と知識を伝えること、新しい価値を創造し、お客様に真に喜ばれるサービスを提供すること、そして組織力を高め、地域社会に貢献することです。不動産は単なる利益追求ではなく、お客様との信頼関係を築き、地域社会と共に発展していく使命を持っています。そこで、私たちは富山市の不動産業界において、組織的な運営を重視し、社員の育成と組織の発展を目指す企業が集まり、お互いを高め合い、情報交換を通じて共に成長していくための会を設立することを決意しました。この会を通じて、富山市の不動産業界がより一層の発展を遂げ、地域社会に貢献できる企業が増えることを目指します。

第 2 章 目的

第 3 条（目的）

本会は、富山市の不動産業界において組織力を高め、社員の育成と企業の発展を図ることを目的とする。さらに、会員同士の情報交換や相互研鑽を通じて、地域社会に貢献する不動産企業の育成を目指す。

第 3 章 事業

第 4 条（事業）

本会は、第 3 条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 会員間での不動産物件情報の交換及び貸し借り。
2. 不動産業界の共通課題に関する討議および研究。
3. 会員の社員育成及び組織向上を目的としたセミナーや研修の実施。
4. 不動産取引業務の近代化および効率化に関する情報共有。
5. 地域社会に貢献するための共同事業の推進。
6. 会員の広報および販促活動の支援。
7. その他、本会の目的達成に必要な事業。

第 5 条（事務所）

本会の事務所は、富山市天正寺 1 0 7 6 ViVi 不動産株式会社内に置く

第 6 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 1 2 月 3 1 日に終わる。

第3章 会員

第7条（会員の資格）

1. 本会の趣旨に賛同し、富山市で不動産業を営む企業、もしくはその代表者が会員となる。
2. 入会にあたり、既に会員である者の3分の2以上の賛成がある企業であること。
3. 宅建業法を順守している企業であること。
4. 営業社員2人以上（経営者除く）を雇用している企業であること。
5. 営業社員が1人以下となった場合には、社員雇用まで1年間の猶予を与える。
6. 消費者の損害や不動産業者のイメージダウンにつながる「囲い込み」や「抜き行為」等を行わない企業であること。

第8条（入会）

1. 入会希望者は、既存会員2社以上の推薦を受け、所定の申込書を提出するものとする。
2. 入会金は令和7年度以降に入会の場合は3万円とし、入会時に年会費と併せて一括して納付する。

第9条（会費）

1. 会費は年額5万円とし、毎年1月末日までに支払うものとする。
2. 会費は本会の運営費および活動費に充てる。
3. 会費の額および徴収方法は総会で決定する。
4. 1月1日より6月30日までの入会者は1年分とする。
5. 7月1日より12月31日までの入会者は半年分とする。

第10条（退会および除名）

1. 会員は退会を希望する場合、その年度の会費を納入し、本人の退会届をもって役員会で承認する。
2. 第8条2項の入会金は返却しない。

第11条（除名）

以下の行為に該当する場合、役員会の議決を経て会員を除名することができる。

1. 本会の信用を著しく損なう行為を行った場合。
2. 本会の目的に反する行為を行った場合。

第4章 役員

第12条（役員の設置）

本会には、以下の役員を設置し、会の運営を行う。

- | | |
|----------------|----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 事務局長（兼運営委員） | 1名 |
| 4. 研修委員長 | 1名 |

- | | |
|--------------|-------|
| 5. 娯楽委員長 | 1 名 |
| 6. 総務委員長（経理） | 1 名 |
| 7. 監査役 | 2 名以内 |

第 13 条（役員の選出）

役員は総会において会員の中から選出される。

第 14 条（役員の任期）

会長並びに役員の任期は原則 1 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 総会

第 15 条（総会の開催）

1. 毎年 2 月に定期総会を開催し、会の運営方針や活動報告、予算の承認を行う。
2. 臨時総会は必要に応じて開催される。
3. 総会は会員の過半数の出席（委任状含む）をもって成立するものとする。
4. 総会における議決は、委任状を含む出席会員の過半数の賛成をもって決定されるものとする。

第 16 条（役員会）

役員会は会長が必要に応じて招集するものとし、出席者の過半数で議事を決定する。

第 17 条（総会の決議事項）

次にあげる事項は、総会の決議を経なければならない。

1. 予算及び決算に関する事項
2. 規約の変更に関する事項
3. 役員の選任及び解任に関する事項
4. その他総会において審議するに相当と役員会が判断した事項

第 6 章 委員会

第 18 条（委員会の設置）

会の事業を遂行するため、次の委員会を置くものとする。

1. 事務局（兼運営委員会）
2. 研修委員会
3. 娯楽委員会
4. 総務委員会（経理）

第 19 条（委員会役員）

委員会に、委員長 1 名・副委員長 1 名・委員若干名を置くものとする。

第7章 審査機関

第20条（審査請求）

会員は、本会則または本会が別途定める規定に違反していると思われる事案を発見した場合、役員会に対し審査を請求することができる。

第21条（事案の審査および処分）

役員会は、審査請求を受けた場合、必要に応じて当事者から事情を聴取し、事案を審査する。
規約違反が明らかになった場合、役員会の決議に基づき、当該会員に対して警告または懲罰処分を行う。

第22条（警告および是正要求）

規約違反が判明した場合、役員会は該当会員に対して書面にて警告を発することができる。
必要に応じて是正措置を求め、その履行を確認するものとする。

第8章 規約の変更

第23条（規約の変更）

本会則の変更は、総会での決議により行う。

第9章 解散

第24条（解散）

本会の解散は、総会での全会員の3分の2以上の賛成により決定する。

第10章 雑則

第25条（賛助会員）

1. 本会は、会員に有益な情報を収集するため、必要に応じ賛助会員を置くことができる。
2. 賛助会員たる資格は、規定書面による入会申込書を提出の上、役員会の承認を得るものとする。
3. 賛助会員は、第8条2項に定める入会金並びに第9条に定める会費は負担しない。

第26条（慶弔費）

この会の会員に対する慶弔金の交付は次の通りとする。（賛助会員は除く。）

1. 結婚祝金
本人のみ 10,000円
2. 慶弔金
 - イ) 会員 10,000円
 - ロ) 会員の配偶者 10,000円

第27条（見舞金）

1ヶ月以上にわたる入院又は病臥会員に対しては、見舞金をおくることとする。（賛助会員は除く。）

本人のみ 10,000円

第28条

本規約に定めなき事項で運営上疑義が生じた場合は、役員会または総会にてこれを定める。

第11章 附則

第29条（附則）

本会則は、令和7年1月1日より施行する。